

事業者向け支援制度

この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金

物価高騰の影響を受けている町内の中小企業者・小規模事業者等の負担軽減を図るため、燃料費等に対して緊急的な支援を行います。

対象事業者

令和8年1月1日時点において、町内に事業所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主含む）※

※中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する事業者）又は小規模事業者（法第2条第5項に規定する事業者及び個人事業主を含む。） 詳しくは町ホームページでご確認ください。

詳細は
町HPへ



ただし、次の①～④に1つでも該当する事業者は対象外です。

- ① 農林漁業のみを営んでいる。
- ② 営利を目的としない事業者（社会福祉法人や学校法人等）
- ③ 支援金の交付を受けた後に事業を継続する意思がない。
- ④ 長崎県や波佐見町が実施する次の支援金を申請する。

波佐見町内で営業する多くの事業者が対象です。

- 長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金
- 長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急（追加）支援金
- 波佐見町陶土価格高騰対策緊急支援金
- 波佐見町酒米価格高騰対策緊急支援金

対象となる燃料費等

令和7年7月～12月の間の任意の1ヶ月間に購入又は使用した事業用の電気代、ガス代、ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代

※ 町内事業所のために使用した燃料費等に限る。

※ 検針により料金が確定する経費(電気・ガス)は検針日の属する月を使用月とし、
その他については購入月とする。

※ 長崎県工業用LPガス補助金の対象としたガス代は対象外です。

支援金額

対象となる燃料費等の合計の 1／2

上限 30 万円

●千円未満は切り捨て

申請方法は
裏面 →

お問い合わせ先
(申請窓口)

〒859-3791 波佐見町宿郷660
波佐見町役場 商工観光課（庁舎2階）
電話：0956-85-2162（直通）
mail：shoukou@town.hasami.lg.jp

申請方法

※申請は、1事業者につき1回までです。

受付期間	令和8年1月26日から令和8年3月13日まで ※必着
必要書類	<ul style="list-style-type: none">①支援金交付申請書（様式第1号）②燃料費等の購入が確認できる書類のコピー（請求書・領収書・通帳など）③通帳のコピー（表紙裏面の見開きのページ、振込先確認のため）④事業活動が確認できる書類のコピー（所得税確定申告書、法人税確定申告書など） <p>※申請書は <u>町ホームページ</u> または <u>申請窓口</u> にて取得してください。</p>
提出方法	「持参」または「郵送」
提出先	〒859-3791 波佐見町宿郷660 波佐見町役場 商工観光課（平日9時～17時）

申請書記入方法

様式第1号（第5条関係）

（表面）

波佐見町長様

8年1月30日

第3期 波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付申請書

第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を受けるので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者情報

事業者住所	〒 859-3715 波佐見町宿郷660 番地		
事業所住所	〒 波佐見町宿郷番地		
事業者名 (又は屋号)	① 波佐見カフエ	(役職名) 代表者名	(代表) 波佐見 花子
業種又は事業内容	飲食店		
申請担当者	波佐見 次郎	目中の連絡先	0956-85-0000

2. 支援金額

申請額等	説明
② ①交付対象経費 192,561 円	R 7.7～12の間の任意の1カ月に購入又は使用した電気料・ガス代・ガソリン代・灯油代・軽油代 ※検針により料金が確定する経費（電気・ガス）は検針日の属する月を使用月とし、その他については購入月とする。
③ 支援金額 ③ 96,000 円	計算方法 ① ÷ 2 = ② ※千円未満切り捨て、30万円上限

3. 振込先

金融機関名	○○親和	✓銀行 □金庫 □農協 □組合	支店名	波佐見	口座種別 ✓普通 □当座
フリガナ	ハサミ ハナコ				口座番号 1 2 3 4 5 6 7
口座名義	波佐見 花子				(※申請者と同一名義に限る)

④

必要書類等

- ✓ 前面の「誓約書兼同意書」の記入
- ✓ 事業活動を行っていることが確認できる書類のコピー（所得税確定申告書や法人税確定申告書等）
- ✓ 燃料費等の支払額が確認できる書類のコピー（領収書や請求書、通帳など）
- ✓ 通帳のコピー（表紙裏側の見開きページ）

⑤

① 個人事業主の方で、屋号が無い場合は個人名を事業者名欄へ記入してください。

② 令和7年7月から12月までで、最も金額が高い月を申請月として選び、記入する。
※60万円を超える場合60万円を超える分だけの経費を記載し、全ての経費を合計する必要はありません。

③ 対象経費を事業用と家庭用で按分して申告を行っている場合は、事業用のみを計上すること。

④ 必ず裏面の誓約・同意事項を確認し、必要事項を記入すること。

⑤ 添付書類のコピーを必ず準備すること。